

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
1	総括評価	「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」に掲げる全ての施策が、男女共同参画の視点で最終年度まで推進されるよう各部局への働きかけを行うこと。	県の実施する全ての施策が、男女共同参画の視点で推進されるよう、男女共同参画推進会議等を活用した啓発、審議会等への女性の登用促進の取組等により、各部局に対し働きかけを行いました。特に23年度は第2次男女共同参画基本計画第一期実施計画の策定にあたり、県の戦略計画「みえ県民カビジョン」の「行動計画」との整合が取れるよう男女共同参画推進会議等で調整を図る等しており、引き続き全ての施策が男女共同参画の視点で推進されるよう、各部局に対し働きかけを行っていきます。(環境生活部)
2	総括評価	《一部新》ひとり親家庭などが抱える生活上の困難に対して必要な支援の充実を図ること。また、あらゆる暴力および人権侵害は男女共同参画社会の実現を妨げると考えられることから、さまざまな機会を利用して啓発・教育を推進すること。	<p>一時的に保育等のサービスが必要となる、ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣実績は、支援件数35件、支援日数243日、支援時間1085時間(前年度比21%増)となっています。(健康福祉部)</p> <p>人権センターで県民を対象とした県民人権講座(年4回)、県内9県民センターを通じ各地域でミニ人権大学講座等を開催します。また、人権に係る相談窓口を有する行政・各種団体・NPOの相談担当職員等を対象に相談員スキルアップ講座(年16講座)を開催しています。さらに、広く県民の参加を呼びかけた啓発として、人権フォトコンテスト、人権メッセージ・児童生徒の人権ポスター募集を行っています。また、親しみやすい人権啓発としてFMラジオ、テレビ等のメディアを活用した啓発や商業施設等での啓発を進めているほか、スポーツ組織と連携した啓発事業を実施します。</p> <p>DVに関しては名刺サイズのカード型DV相談機関一覧を作成・配布し、相談窓口情報の周知・啓発を図りました。(環境生活部)</p> <p>三重県人権教育基本方針に基づき、人権教育はすべての教育の基本であるとの認識に立ち、教育活動全体を通じた人権教育を推進しています。</p> <p>平成23年度に、女性の人権について学習が行われている学校は77%で、中学校における人権学習教材「わたし かがやく」の活用率は80%でした。今後も、三重県人権教育基本方針をふまえ、個別的な人権問題について、指導上の観点や取組のポイントを示した「人権教育ガイドライン」の活用を促してまいります。また、女性の人権に係わる問題など人権問題を解決するための教育を積極的に推進していくために、人権学習教材「わたし かがやく」や、昨年度、県立学校を対象に作成・配付した人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」の活用のための連続講座や実践事例集等の作成を行い、全ての学校の支援を行ってまいります。(教育委員会)</p>
3	総括評価	男女共同参画分野における推進体制を強化するなど、より一層の総合行政を進めること。また、県民に身近な市町との連携を強化し、それぞれの市町の状況に応じて必要な支援を行いつつ、本施策の推進をはかること。	男女共同参画推進会議及び幹事会を活用することにより、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進しています。また、第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画を平成24年3月に策定したところであり、この実施計画に基づき総合行政による取組を進めます。 <p>市町に対しては、それぞれの現状に応じた支援を行い、23年度は3町で男女共同参画基本計画が策定されました。24年度も3町で計画策定に向けた取組がなされており、引き続き、市町への支援を行ってまいります。(環境生活部)</p>
4	総括評価	多様な主体が連携・協働することにより、より一層、効果的に男女共同参画を推進すること。県、市町、企業、大学、NPO等との協働によるイベントの開催など、今後、さらに具体的な取組を進めること。	企業、大学、NPO、市町など多様な主体との情報共有を図るとともに、連携・協働して各種イベントやセミナーなどを開催しました。平成23年6月から7月には「三重県男女共同参画連携映画祭2011」を19市町との連携により開催し、県内各地において気軽に男女共同参画を学ぶ機会を提供しました。また、平成23年11月に開催した男女共同参画フォーラムでは、三重大学との共催やNPO主催によるワークショップを実施したほか、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する啓発パネルを企業や団体に貸し出すなど、さまざまな主体と連携・協働し、効果的な取組を実施しました。(環境生活部)
5	総括評価	男女共同参画社会の実現にむけ、県行政における重要性を再認識し、優先的かつ重点的に人員配置、財源の配分を行うこと。	男女共同参画の視点に立ち、適材適所の人事配置を行ってまいります。(総務部) <p>男女共同参画社会の実現は、県政の最重要課題の一つであるという認識のもと、厳しい財政状況の中、事業効果も考慮した、重点的・効果的な財源の配分に努めています。(環境生活部)</p>

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
6	総括評価	平成19年6月に開設した「みえチャレンジプラザ」を県民が効果的に活用できるよう、周知・啓発に努めること。また、関係機関からなる「チャレンジネットワーク」を活用し、地域における「女性のチャレンジ支援」を効果的に推進すること。	「みえチャレンジプラザ」におけるチャレンジ支援実施の周知を図るとともに、みえチャレンジネットワーク関係機関や市町と連携を図りながら、女性の社会参画支援に取り組んできましたが、平成24年度からは、より広い地域の方が活用できるよう県内4か所を巡回し、チャレンジの場を就労に絞った就労支援相談に切り替えて取組を進めています。引き続き、各地域でチャレンジする女性の支援を行っていきます。(環境生活部)
7	総括評価	一人ひとりが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などあらゆる場面において、自らが希望する働き方や生き方が選択できる社会をめざし、行政、企業などあらゆる団体が連携し、取組を推進すること。	経営者団体や労働団体等で構成する「三重労使雇用支援機構」や三重労働局、市等と連携し、事業主や人事・労務担当者等を対象にしたワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等を県内各地で開催し、その中で、平成23年9月から10月に実施したワーク・ライフ・バランス実態調査の結果や企業の取組事例等の情報提供を行いました。また、より多くの企業等の取組を推進するために、経済団体や労働団体、社会保険労務士などと連携し「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度の周知を実施しています。(雇用経済部)
8	総括評価	男女共同参画社会の実現のために、あらゆる分野において女性の参画がより一層進むよう、特に女性の参画が進んでいない分野に対しては、その課題を整理し、行政、企業などあらゆる団体が連携し、取組を推進すること。	「社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする」とする目標を目指し、各分野において女性の参画がより一層進むよう、市町ほか関係機関・団体等とも連携して取り組んでいます。特に平成23年度および24年度においては、NPO団体と連携して国の交付金を獲得し、「意思決定の場への女性の参画」促進応援プランを5市において展開しています。また、引き続き行政、審議会等における女性の登用促進を図るとともに、職場における女性の活躍により幅広い分野への女性の参画が進むよう、女性の就労支援に取り組んでいます。(環境生活部)

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
9	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<p>県における審議会等委員の登用状況については、停滞原因の解明などを行い、それぞれに対策を講じること。特に、女性委員が参画していない審議会等にあつては、その原因を把握し、効果的な対策を講じるよう積極的に働きかけをおこなうこと。</p> <p>また、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の十分の四未満とならない附属機関等の割合の平成27年目標である64%の達成にむけ、各部署に対しさらなる働きかけを行うこと。</p> <p>市町における審議会等委員の登用についても、引き続き市町に働きかけていくとともに、市町における女性の人材育成に対する支援を行うこと。</p>	<p>県の審議会等委員への女性の登用については、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満となる場合には事前協議を求めるなど、各部署に積極的に働きかけを行った結果、男女のバランスが取れた附属機関等の割合は平成23年度は60.7%となりました。今後も、基本要綱に基づく事前協議の徹底、女性委員のいない審議会等の解消などを引き続き働きかけていきます。</p> <p>市町における審議会等委員への女性の登用率は23.7%になっており、今後も登用促進要綱の策定や登用目標の設定など具体的な取組が行われるよう、引き続き働きかけるとともに、女性の人材育成を支援していきます。(環境生活部)</p>
10	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<p>地域において女性の人材育成、エンパワメントの支援に努めるとともに、定期的に調査を行うなど現状把握に努めること。</p>	<p>地域における男女共同参画を推進することを通じて、地域で活躍できる人材の育成に努めるとともに、推進状況調査を実施して現状の把握を行っています。引き続き人材の育成支援、現状の把握に努めます。(環境生活部)</p>
11	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<p>《一部新》県(知事部局等)における女性管理職の登用については、登用年齢に至るまでの育成期間において、男女の偏りなくさまざまな職務を経験させるなどし、引き続き段階に応じた能力開発を行うこと。</p> <p>また、女性職員が、働き続けることができ、さらに自己の能力をよりよく発揮できるよう職場環境を整える施策を検討すること。</p> <p>なお、目標値の設定については、県職員数の推移を踏まえ、現行の登用人数から登用率に変更するなどの見直しを検討すること。</p>	<p>「女性登用の推進」を人事異動方針の項目の一つに掲げ、若い世代から多様な職域へ配置し、様々な業務を経験する中でマネジメント能力を培う取組を行ってきています。</p> <p>また、労使協働小委員会において、女性職員の登用や次世代育成支援の取組などについて議論しており、今後も次世代育成支援についての周知啓発を行いながら、女性職員を取り巻く職場環境をより整える取組を行っていきます。</p> <p>なお、目標値の設定については、職員構成や職域の拡大、組織のスリム化に伴うポスト数の減などの状況を勘案し、男女共同参画第二次基本計画における第一次実施計画の数値目標を旧計画の登用人数から、登用率へ変更しました。(総務部)</p>
12	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<p>《新》管理職選考試験の受験者に占める女性の割合は伸び悩んでいることから、その原因を把握するとともに、管理職登用に向けた実効的な取組を検討すること。</p>	<p>平成24年度人事異動基本方針の実施要領において、管理職への「女性の積極的な登用」を明記するとともに、平成25年度の管理職任用候補者選考試験の各学校等の推薦枠を男女1名ずつとする取組を引き続き実施しています。</p> <p>今後も、学校における中心的な職務への参画や、教育委員会事務局への登用などについて取り組んでいきます。(教育委員会)</p>
13	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<p>《一部新》平等取扱いの原則と成績主義の原則を前提としつつ、これまでの取り組み方にとらわれることなく、職員の採用試験における女性受験者の増加にむけて積極的に効果的な取組を行うこと。</p>	<p>職員等採用試験説明会において、女性職員によるワーク・ライフ・バランスに関する講演や個別相談コーナーを設け、女性が働きやすい職場であることを積極的にPRしました。また、大学や専門学校等における説明会でのPR、ホームページの「先輩職員の声」で紹介する職員の選出、募集パンフレットのデザイン等において女性受験者の拡大が図られるよう工夫しました。(人事委員会事務局)</p>
14	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<p>チャレンジサポーター連携事業については、サポーターが活動することにより地域における人材の発掘につながるだけでなく、サポーター自身の人材育成にもつながることから、より効果的に活用をはかること。</p>	<p>男女共同参画をより幅広い活動で推進していくため、チャレンジサポーター連携事業を男女共同参画推進サポーター事業に変更して取組を進めています。サポーター育成のための研修を実施し、各サポーターには男女共同参画に関するロールモデル(取組事例)インタビュー等による地域の情報収集や地域への情報提供などを実践してもらい、地域における男女共同参画の支援と、人材の発掘につなげていきます。(環境生活部)</p>

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
15	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	男女共同参画に関する県民意識調査については、引き続き定期的に(2～4年に1回程度)実施し、意識の普及度を測ること。	平成23年度はe-モニターを活用した意識調査を実施しました。こうした方法も取り入れながら、今後も定期的に県民意識調査を実施し、男女共同参画に関する意識の普及度を測り、男女共同参画施策の効果的な実施のための資料として活用していきます。(環境生活部)
16	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	イベントへの参加者数は、増加の傾向をたどっているが、参加者数が男性、また女性においても、すべての年代で伸びているわけではない。各年代の男性及び女性が参加しやすい内容の検討、開催日時の設定や広報活動の強化などの工夫に取り組むこと。 また、家庭・地域等への男性、特に子育て世代の男性の参画を重視した意識啓発など、各種事業への参加者の増加に向けた取組をより一層、積極的に推進すること。	三重県男女共同参画センターにおいて講座やイベントを企画・開催するにあたっては、あらゆる年代の男性、女性が興味を持って参加できるよう内容、開催日時を工夫しています。工夫の一つとして、男女共同参画を考える契機となる映画を觀賞し、関連する話を聞く等により気軽に男女共同参画を学んでもらう場として「男女共同参画連携映画祭」を実施しており、23年度は過去最多の19市町の連携により16会場で開催し、男女を問わず幅広い年代の方々から好評を得ました。 また、例年開催している男性講座についても、祖父の世代を対象とした「ソフリエ講座」や、子育て世代の男性を対象とした「イクメン講座」を実施することにより、幅広い年代の男性の参加者の増加につながりました。なお、平成24年度は定年を迎えた世代を対象とした講座を開催します。(環境生活部)
17	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	教職員に対し、さらなる男女共同参画の理念の浸透をはかるため、研修会等を継続的に開催すること。また、単に研修会等を開催するだけではなく、教育現場において理念が確実に浸透し、それが児童生徒に対する男女共同参画の意識の啓発につながるよう、工夫して取り組むこと。	(県立学校) 各県立高校において男女共同参画の理念の浸透を図るため、男女共同参画センターフレンドみえの各種事業への参加を県立高校へ積極的に働きかけたり、各校で研修会を継続的に開催しています。また、研修会の成果を各教科、総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通じた学習活動に活かし、教職員が連携し共通理解を図りながら生徒の意識啓発につなげています。さらに、家庭科教育研究会等を通じて男女共同参画についてなお一層の取組を進めるよう働きかけています。 (公立小中学校及び幼稚園) 平成23年度の調査において、「男女共同参画に係る研修会」を実施した学校・園の割合は74.9%となっており、全体的には各学校・園における研修会は継続的に開催されていますが、未実施の学校・園が依然としてあります。今後も引き続き、管理職セミナーや教務担当者会等において、教育現場における男女共同参画の推進に関する取組の要請を行っていきます。また、研修会においては、人権教育に係る研修と関連づけて実施する等、研修会の確保に努めるとともに、さまざまな事象に対応できる実践的な研修内容となるよう、市町等教育委員会と連携して、各学校・園における取組を一層支援していきます。 (教職員研修) インターネットを活用した研修講座(ネットDE研修)において「男女共同参画社会の実現に向けて」を配信し、勤務地等での活用を推進することで、男女共同参画の理念の浸透を図っています(H23年度受講者600名)。また、悉皆研修において、研修のひとつとして必修受講または選択受講できるようにしており、特に初任者研修では、同講座を必ず受講するよう指定しています。さらに、初任者研修、新任校長研修、新任教頭研修において、セクシャルハラスメント防止に関する研修を行うとともに、男女共同参画次世代育成支援に関連したインターネットを活用した研修講座(ネットDE研修)を集合研修と組み合わせ実施しています。(教育委員会)
18	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	《一部新》幼い頃からの男女共同参画に関する教育・意識啓発は大変重要であり、新学習指導要領のもとにおいてもより一層推進すること。また、保護者や地域に対しては、学校と話し合う機会を設けるなどして地域における男女共同参画の意識の普及に努めること。	平成23年度の調査において、「教科等に男女共同参画の視点を位置づけて指導した学校・園の割合」は95.0%となっています。これを踏まえ、今後も、全ての学校・園において、新学習指導要領の内容に照らし、教職員が男女共同参画に関する理解を深め、各教科のねらいや学習内容に男女共同参画の視点を活かしていこうとする意識を一層高めていけるよう、市町等教育委員会と連携して、各学校・園の取組を一層支援していきます。 また、各教科を始め教育活動全体において、地域の教育力の活用が図られるよう市町等教育委員会に積極的に働きかけるとともに、授業参観や学校行事の公開を通して、各学校・園の取組を発信し、保護者や地域に男女共同参画の理念をさらに広げていけるよう取組を一層支援していきます。(教育委員会)

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
19	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	平成22年度を最終年度とする第三次実施計画に基づき、男女共同参画意識の普及に向けて、市町の実情を踏まえ、必要な支援を行うこと。	平成23年度は基本計画策定に向けた意識調査の実施(5町)や計画策定に係る相談など、市町の実情に応じた支援を行いました。今後も、23年3月に策定した第2次三重県男女共同参画基本計画及び24年3月に策定した同第一期実施計画等に基づき、引き続きそれぞれの市町の実情に応じた支援を行っていきます。(環境生活部)
20	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	《新》理系学部志望者を増加させる取組をさらに進めるとともに、大学等への進学者だけでなく、理工系分野の女性の就職を念頭に置いた就職指導などの具体的な取組を一層進めていくこと。	各大学で開催されるオープンキャンパス等において、進路相談・研究紹介への参加や、理工系分野の就職を念頭に置いた進路指導を積極的に働きかけています。また、医学部等進学対策講座や医学部進学セミナーを開催し、県立高校の女子生徒の積極的な参加を呼びかけています。(教育委員会)
21	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	児童生徒が職業体験を行う際、「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰受賞企業等を活用し、男女共同参画の意識啓発をはかるとともに、将来の働き方について考える機会を提供する取組を充実・拡大すること。	県立高校がインターンシップを実施する際、「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰受賞企業等を活用することを働きかけるとともに、生徒の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力等の育成を図っています。 厚生労働省都道府県労働局雇用均等室の作成した「仕事選びガイドブック」を県内の全高等学校に配布し、仕事選びについて女子生徒の幅広い分野への興味関心を高める取組を行いました。また、女子生徒の就職が課題であることを踏まえ、ハローワークと連携して男女均等な募集及び採用について雇用主に働きかけました。(教育委員会)
22	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	男女共同参画に関する国際的な取組等について、情報収集及び情報提供に積極的に取り組むこと。また、地域社会の一員である在住外国人に対する、効果的な男女共同参画意識の普及・啓発について検討すること。	男女共同参画に関する国際的な取組について情報収集を行い、三重県男女共同参画センターにおいてその状況を紹介するとともに、県の施策に反映するよう努めています。なお、平成23年度調査研究「ジェンダー統計」では、国際比較のデータも取り入れ、国、県内の状況を分析したデータブックを作成、配布しました。平成24年度には人身取引をテーマにしたパネル展を国立女性教育会館と連携して実施する予定です。また、在住外国人に対する、効果的な男女共同参画意識の普及・啓発について検討を進めます。(環境生活部)

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
23	雇用等の分野における男女共同参画の推進	《新》格差是正への取組は、進んではいるものの遅々としており、取組が拡充するよう実効性のある支援を行うこと。	職場における男女共同参画の推進を目的に、ポジティブ・アクションや両立支援、ワーク・ライフ・バランスなどの取組に積極的な企業等を認証・表彰する「男女がいきいきと働いている企業」三重県認証・表彰制度の周知を経済団体、市町などと連携して取り組んでおり、これらを通じて企業等での格差是正に向けた取組の促進を図っています。(雇用経済部)
24	雇用等の分野における男女共同参画の推進	事業者向け研修会等の開催については、参加者が固定化しないよう、広報手法や開催場所等を検証し、県の地域機関単位での開催など、参加者が広がる方策を検討すること。 また、企業等のトップを対象としたセミナー等により意識啓発を行うとともに、対象者が関心を持てる内容を取り入れるなど、参加企業を広げる工夫をすること。	男女共同参画の推進に関する事業者向け研修については、「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰の受賞企業の協力を得て開催したワークショップや、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等の中で行っており、昨年度は経済団体や市、国などの多様な主体と連携して県内6カ所で開催しました。 セミナー等の内容は、受賞企業や先進的な取組を行っている企業等の事例発表、平成23年度に行ったワーク・ライフ・バランス実態調査結果の報告など、企業にとって関心のある内容となるように努めました。(雇用経済部)
25	雇用等の分野における男女共同参画の推進	津高等技術学校における職業訓練課程について、ニーズにあったカリキュラムを検討し、さらなる就職率の向上に努めること。	介護・医療事務などの求人ニーズの多い訓練の実施に取り組みしました。平成24年度においても、介護・医療事務などの求人ニーズの多い訓練に取り組むとともに、就職率の向上のため、受講生へのキャリア・コンサルティングを充実します。(雇用経済部)
26	雇用等の分野における男女共同参画の推進	引き続き仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や両立支援等に取り組む企業が増加するよう、企業に対し、多様な就業形態に関する情報提供などの実効性のある働きかけを行うこと。	経営者団体や労働団体等で構成する「三重労使雇用支援機構」や三重労働局、市等と連携し、事業主等を対象にしたワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等を県内各地で開催し、その中で、平成23年9月から10月に実施したワーク・ライフ・バランス実態調査の結果や、「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰の受賞企業や先進的な取組を行っている企業等の取組事例発表など、情報の提供を行いました。(雇用経済部)
27	雇用等の分野における男女共同参画の推進	平成23年度から一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象事業主が拡大されることから、企業に対する啓発を積極的に進めること。また、みえ次世代育成応援ネットワークを活用し、企業、各種団体及び関係部局の連携を強化すること。 育児・介護休業期間中の支援制度については、休業者や企業等のニーズに対応するための調査を実施し、制度の充実をはかるとともに、男性も育児・介護休業を取得しやすい環境づくり(理解の促進、機運・雰囲気醸成を含む)に向けた取組を推進すること。	社会保険労務士が中小企業を訪問し、男性の育児休暇などを含む「一般事業主行動計画」の策定について働きかけを実施した結果、25社が新たに一般事業主行動計画を策定しました。また、子どもや子育て家庭を社会全体で支える気運の醸成や、企業における働き方の見直しの推進に向けて、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員を拡大しました。(健康福祉部)  育児・介護休業期間中の支援制度については、三重労働局などと連携して開催する各種セミナー、県・市町の広報紙への関係記事の掲載、県内事業所を対象とするアンケート調査などを活用して周知を図っています。(雇用経済部)
28	雇用等の分野における男女共同参画の推進	企業に対し、男女共同参画の取組を促進するための施策(特にポジティブ・アクション)を講じること。企業内研修等に男女共同参画の視点が取り入れられるように働きかけること。	職場における男女共同参画の推進を目的に、ポジティブ・アクションや両立支援、ワーク・ライフ・バランスなどの取組に積極的な企業等を認証・表彰する「男女がいきいきと働いている企業」三重県認証・表彰制度の周知や各種セミナーを経済団体、市町などと連携して取り組んでおり、これらを通じて企業等での取組の促進を図っています。(雇用経済部)
29	雇用等の分野における男女共同参画の推進	企業に対し、労働時間の短縮や多様な人材の活用を推進するよう促すこと。また、企業や個人に対し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の必要性について周知・啓発を行うとともに、より一層の推進を働きかけること。特に、県は仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関し、モデルとなる取組を実施するなど、率先して主導的な役割を果たすこと。	労使双方で平成22年3月に定めた「支えあう県庁文化構築のための提案」を基本とし、引き続き「日本一、働きやすい県庁」に向けての取組の中で、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた総勤務時間削減運動に継続して取り組んでいます。(総務部)  経営者団体や労働団体等で構成する「三重労使雇用支援機構」や三重労働局、市等と連携し、事業主等を対象にしたワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等を県内各地で開催し、その中で、平成23年9月から10月に実施したワーク・ライフ・バランス実態調査の結果や企業の取組事例等の情報提供を行いました。また、多くの企業等での取組を推進するために、経済団体や県社会保険労務士会などと連携して「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度の周知を行っています。(雇用経済部)

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
30	雇用等の分野における男女共同参画の推進	仕事と家庭の両立支援の観点から、ファミリー・サポート・センターの設置促進、機能の充実を図るため、人材の確保や補助金の拡充を図るとともに、父子家庭をはじめとした子育て家庭の利用が促進されるよう働きかけを行うこと。 また、介護支援についても、家族の介護を担う人を地域で支える取組を推進すること。	介護を行う家族の負担の軽減を図るため、市町が行う家族介護支援事業に交付金を支給しました。ファミリー・サポート・センターについては、未設置の町に対して設置への働きかけを行うとともに、既存のセンターへは、研修会や情報交換会を開催するなど、センターの機能の充実に努め、仕事と子育て等を両立し、いきいきと働くことができる環境づくりに向けた取組を進めています。(健康福祉部)
31	雇用等の分野における男女共同参画の推進	育児・介護休業取得者に対する貸付制度について、対象者のニーズの把握に努めるとともに、利用したい人に情報が届くよう周知方法を検討すること。	平成23年度は、ポスターやチラシを作成し、各関係機関へ送付するとともに、病院や各市町社会福祉協議会等へ直接持参して周知を依頼しました。また、24年度はチラシを作成し、市町へ送付するとともに、市町の広報紙への記事の掲載なども依頼する予定です。(雇用経済部)
32	雇用等の分野における男女共同参画の推進	《一部新》新たに創設された認証制度の周知・啓発をはかるとともに、加点点数の妥当性、評価項目の見直し等について、引き続き検討を行うこと。	企業等への「男女がいきいきと働いている企業」認証制度の普及・啓発のために、社会保険労務士による制度の広報や、取組支援のためのアドバイスを行っていきます。(雇用経済部)  公共二部(農林水産部・県土整備部)及び企業庁における建設工事、調査設計・測量業務委託の総合評価方式による入札において、「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰の受賞及び認証について評価項目とし、取組を進めています。(県土整備部)
33	雇用等の分野における男女共同参画の推進	《新》各所属において、新たに作成されたマニュアルが活用されるよう継続して働きかけを行うこと。	出納局が作成している「物件関係における総合評価一般競争入札事務の手引き」のなかで、「男女共同参画活動実績」、「次世代育成支援活動実績」を評価項目の例として明記しています。毎年10～11月に開催している研修会において、これらの評価項目を採用するよう各所属の事務担当者に説明を行いました。また、出納局職員が技術審査委員として参画する案件において、同様に助言を行いました。(出納局)
34	雇用等の分野における男女共同参画の推進	《一部新》「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰を受賞したことによる波及効果(社員・職員の意識向上、地域における知名度のアップ、就職希望者の増加、社内においてさらなる男女共同参画の推進につながるなど)をさらにPRし、表彰応募企業および受賞企業の増加につなげること。 また、新たに創設した「認証制度」のメリットを明らかにし、併せてPRに努めること。	「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰受賞企業が、県内各地域で開催するセミナー等において、事業主や一般の方にその取組を発表したほか、県の機関紙やホームページ等により表彰・認証企業の取組の紹介を行いました。また、認証制度へ登録されることが、知事表彰受賞と同様に一定の期間、公共工事における総合評価方式の評価項目となっています。さらに平成23年10月1日から、株式会社商工組合中央金庫(商工中金)と県が連携し、認証された企業の取組推進のための低利融資「三重県男女がいきいきと働いている企業応援貸付」を創設しました。なお、受賞後に一定期間経過した企業へのアンケートなどを通じて受賞後の効果などについての把握に努めます。(雇用経済部)
35	雇用等の分野における男女共同参画の推進	《新》管理職に占める女性の割合の向上に向け、産業別・規模別・地域別等の状況分析を行った上で、女性の能力発揮や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)などに取り組む企業等への効果的な支援を行うこと。	管理職に占める女性の割合については、県内事業所賃金等実態調査の中で産業別、規模別、地域別の状況も含めて把握しています。しかし、対策を検討するためには、実態の要因把握が必要であり、「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰にかかるヒアリング調査などを通じて要因の把握を行い、それらの結果を踏まえて必要な対策を検討していきます。(雇用経済部)
36	雇用等の分野における男女共同参画の推進	みえチャレンジプラザを活用し、就労を含めた女性の社会参画を推進すること。また、県内あらゆる地域の支援を必要とする人に対し、機動的で効果的な支援を行うため、みえチャレンジプラザの機能の充実に努めること。	意欲や能力のある女性等が就労をはじめとした社会参画を行えるよう、ハローワークなど関係機関と連携し、みえチャレンジプラザにおいて情報提供やアドバイスなど必要な支援を行いました。平成24年度からは、より広い地域の方の支援ができるよう、みえチャレンジプラザでの支援から、県内4か所での就労支援の巡回相談に切り替えて取組を進めています。(環境生活部)

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
37	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	市町とともに女性農業委員の登用促進に関する取組を強化すること。(一農業委員会あたり2名以上)	各市町、農業委員会への女性農業委員の複数登用に向けた働きかけを継続しています。平成24年3月末現在、29市町中20市町で女性が複数登用されており、1農業委員会あたりの女性農業委員数は1.86人と増加しています。 選任委員による女性農業委員の登用については、地域機関が中心となり、市町首長・農業部局に対して強く働きかけを行っています。選任委員については、女性が立候補しやすい環境づくりや農村女性アドバイザーを中心とした人材育成に引き続き取り組んでいきます。(農林水産部)
38	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	家族経営協定は、農山漁村女性の地位向上と経営や社会への参画を促進する効果があるので、その意義については積極的にアピールするとともに、協定の締結を一層推進すること。	農業改良普及センターを通じて、構成員一人ひとりの能力発揮、農業経営の改善・発展、後継者の育成への効果等を切り口に、研修会や個別農業者への働きかけ等により家族経営協定の周知を図るとともに、協定内容や話し合い等締結に向けての支援を行っています。平成23年度には12戸が新規に締結し、23年度末時点の締結戸数は319戸と増加しており、今後とも締結推進を続けていきます。 また、6次産業化など新規部門への取組や経営拡大を目指す農業者に対して、研修会の開催や個別相談・指導を通じて農業経営計画の策定、実践を支援していく中で、女性農業者の技術向上、能力発揮、家族経営協定の締結を進めていきます。(農林水産部)
39	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	《一部新》農村・漁村女性アドバイザーの認定について、例えば、候補となる人材の育成に努める、アドバイザーを支援する仕組みを拡充する等、人数を増加させる取組を一層推進すること。 また、市町の担当部署と連携をとり、農村・漁村女性アドバイザーの活動の促進をはかるとともに、活動内容の充実に取り組むこと。	農業分野では、農村女性アドバイザーを、平成23年度に2名の女性農業者を新規認定し、現在174名となっており、県域並びに地域での活動により連携を深めるとともに、若い世代の育成に努めています。また、認定された農村女性アドバイザーについては、研修会等での資質の向上や農業委員会を始めとする各種審議会等への登用を働きかけるほか、各地域では市町や農業者団体等とも連携を図り、地域活性化や地産地消・食育推進等の主体的な活動の展開に向けて支援しています。平成23年度は、県域での研修会2回、地域での研修会・活動等45回を開催しました。なお、農村女性アドバイザーは、一定の人数に達したことから第一期実施計画における目標項目に人数は設定しないこととしましたが、今後とも農村女性のリーダーとして認定、育成を継続していきます。 水産分野では、平成23年度は、地域単位での研修として他県漁協女性部との交流研修、県内全域を対象とした研修として漁協女性部役員と合同開催した視察研修及び三重県青年女性漁業者交流大会時に開催した研修の計3回を開催し、漁村女性アドバイザーの資質向上に取り組まれました。また、漁協女性部活動の支援を通じて新たな女性アドバイザー候補者の掘り起こしと人材育成に取り組んでいます。(農林水産部)
40	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	漁業分野における男女共同参画の取組の現状を把握し、男女共同参画の推進に向けた取組ができるよう行政、漁業協同組合などの支援を強化すること。	漁協、漁連と協力し、漁村女性アドバイザーの育成を含め、男女共同参画の推進に向けた取組ができる地域リーダーや活動グループへの支援について水産業改良普及業務のなかで取り組んでいます。(農林水産部)
41	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	農業、林業、漁業、商工業等の自営業の各分野における男女共同参画の現状把握を行い、各分野に即した取組を進めること。	農業分野では、市町等関係機関の協力のもと、現状把握を行うとともに、女性の経営参画促進につながる家族経営協定や認定農業者の共同申請の推進等を行っています。また、男女共同参画について考える機会として「農山漁村のつどい」を開催しました。 林業分野では、山林作業の機械化は少しずつ進んでいますが、大型重機が主流であるため、肉体的に重労働の職場環境にあります。このため女性就業者は、椎茸栽培など特用林産物の生産に携わることが多くなっています。県としては、男女を問わない新規就業者の確保に向け、林業技能に対する研修等の支援を行っています。 水産分野では、漁協、漁連と協力し、漁村女性アドバイザーを含む漁協女性部と若手漁業者による協働活動等の支援や提案を通じて、漁村における男女共同参画推進の取組を進めています。(農林水産部)  商工会、商工会議所等に対し、小規模事業支援費補助金(若手後継者等育成活動推進事業)を交付し、女性部が開催するセミナー等の活動を支援しています。(雇用経済部)

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
42	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	<p>農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、商工会議所等の各種団体の役員に女性の積極的登用をはかるよう働きかけること。</p>	<p>農業分野では、農業協同組合の役員に積極的に女性を登用するよう働きかけを行っており、平成23年度は、各農協の役員(理事、経営管理委員等)に女性24名が登用されています。また、女性の社会参画、登用についての意識向上に向けて研修会を開催しました。</p> <p>林業分野では、各森林組合の定款で、男女を問わず正組合員から役員を選任することができるとなっています。現在、女性の組合員が少ないことから役員登用はなく、県としては登用が困難な環境でもあり、各森林組合の自主性に任せていますが、組合指導の中で女性の役員登用を働きかけています。</p> <p>水産分野では、漁業協同組合は、そもそも女性の組合員数が少なく、それに伴って役員登用されるケースも少ないのが現状です。しかしながら、漁連に対し傘下の漁協に女性の積極的登用を図るよう働きかけ、平成22年度から1名が女性役員として就任し現在に至っています。(農林水産部)</p> <p>商工会、商工会議所等に対し、小規模事業支援費補助金(若手後継者等育成活動推進事業)を交付し、女性部が開催するセミナー等の活動を支援しています。(雇用経済部)</p>
43	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	<p>農林水産業、商工業にかかる起業支援のため、女性起業家の意見を聴くなど、女性の参画への配慮を行った上で、制度の充実やニーズに応じた具体的な支援を進めていくこと。</p>	<p>農業分野では、女性農業者等の起業活動、6次産業化に取り組む農業者に対して、関係機関と連携し、研修会の開催や技術指導、情報提供等を行っています。</p> <p>林業分野の企業支援については、林業普及指導事業により情報提供等の支援を進めています。</p> <p>水産分野では、水産業普及指導員を通じて、起業化支援を目的とした補助事業の紹介、地域の若手漁業者グループによる商品開発等の活動に連携した女性グループの活動支援に取り組んでいます。また、漁村女性アドバイザーに対しては、直接、起業化支援を目的とした情報提供などの支援を行っています。(農林水産部)</p> <p>創業・再挑戦支援資金の融資実績は、平成23年度65件 308,730千円、平成24年度5月末現在23件 119,000千円となっています。</p> <p>女性の意見を参考に、参加への心理的ハードルを下げたり、参加した際のネットワークづくりを進みやすくするため、参加対象を女性に限定した「女性創業塾SECOND SEASON」を開催しました。(雇用経済部)</p>

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
44	家庭・地域における男女共同参画の推進	<p>男女ともに働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を考えた子育て・介護にあたること。子育て・介護は社会全体で行うという意識の浸透をはかるため、本人・家族・社会全体の意識改革に向けた取組を行うこと。</p> <p>また、次世代育成支援対策推進法による行動計画等により、社会全体で男女がともに子育てを担うことができるスキルの向上をはかるとともに、子どもたちや子育て家庭を社会全体で支えるという観点から、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の周知・啓発をはかること。</p> <p>介護をする人に対し、介護に関する知識と方法を習得するための支援を行うこと。</p>	<p>介護をする人に対する支援については、各市町において、地域の実情に応じて、介護教室や介護者の交流会などの事業が実施されており、県としてこうした取組が積極的に行われるよう、市町を支援しています。なお、平成22年度まで、中小企業事業主・労務管理者等を対象にした「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を実施していましたが、一定の成果が得られたことから、平成23年度は実施しませんでした。（健康福祉部）</p>
45	家庭・地域における男女共同参画の推進	<p>子育てに関する支援サービスのニーズ把握を行うとともに、疎外感を持ちがちな子育て世代が地域、社会とつながりが持てるよう交流の機会や情報提供を行うこと。</p>	<p>地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点施設）は、平成22年度から次世代育成支援対策交付金の対象事業へ移行しており、市町が実施主体として取り組みをしています。県としては、保育士等（地域子育て支援センターの職員含む）の資質の向上を図る研修を実施することで、支援を図っています。（健康福祉部）</p>
46	家庭・地域における男女共同参画の推進	<p>地域の子育て支援の拠点となる「地域子育て支援センター」の設置箇所を増やすとともに、その事業内容についても母親だけではなく父親、祖父母などさまざまな利用者のニーズを把握し、必要とされる支援を行うこと。</p>	<p>地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点施設）は、平成22年度から次世代育成支援対策交付金の対象事業へ移行しており、市町が実施主体として取り組みをしています。県としては、保育士等（地域子育て支援センターの職員含む）の資質の向上を図る研修を実施することで、支援を図っています。（健康福祉部）</p>
47	家庭・地域における男女共同参画の推進	<p>《新》核家族化などにより、家族の支援が受けられない保育者からの医療・健康相談のニーズは高いことから、他県の深夜等における相談受付状況等を把握し、相談・対応時間を検討すること。</p>	<p>「小児夜間医療・健康電話相談（みえ子ども医療ダイヤル）事業」は、電話相談業務を三重県小児科医会に委託し、小児科医が当番制で対応しています。現在、毎日19：30から23：30まで対応しており、これ以上の時間延長は、対応していただいている小児科医の方々の負担増となり、困難であると考えます。</p> <p>また、深夜まで相談時間を延長する場合は、専門の民間会社へ委託することになると考えられますが、その場合の費用対効果も踏まえ、引き続き検討する必要があると考えます。（健康福祉部）</p>
48	家庭・地域における男女共同参画の推進	<p>《新》特別保育実施箇所数は、制度の変更により、減少しており、サービスの低下を招かないよう注視するとともに、必要に応じて制度を所管する国に要望等を行うこと。</p>	<p>特別保育の実施については、昨夏の電力需給対策に対する休日保育特別事業等の施策について、地域の実態に合った制度が構築されるよう、国家予算要望等において2度、要望を行いました。現在、国において「子ども・子育て支援関連3法案」が審議されていますが、必要な財源を確保した上で、地域の実情を踏まえた制度となるよう今後も要望していきます。（健康福祉部）</p>
49	家庭・地域における男女共同参画の推進	<p>高齢者介護に関する相談・苦情・支援の窓口については、必要な情報が必要な人に届くよう、さまざまな媒体を通じて効果的な周知を行うこと。</p>	<p>高齢者介護に関する相談窓口は、地域包括支援センター及び市町が行っており、各市町では、ホームページをはじめ広報誌を通じて効果的な周知を行っています。また、県では「県政だより」を通じて介護サービス等の相談は市町に行っていただくよう広報を行いました。（健康福祉部）</p>
50	家庭・地域における男女共同参画の推進	<p>介護を受ける人個人の尊厳を重んじ、受ける人の意識や気持ちを大切にされた介護サービスが提供されるよう周知徹底すること。</p>	<p>介護保険施設等で適切な介護が行われるよう、認知症実践者研修、高齢者虐待防止研修等を実施しました。また、関係団体を通じて施設職員に対して人権研修を実施しました。さらには、施設等に対して利用者の尊厳を尊重した介護が行われるよう指導監督を実施しました。（健康福祉部）</p>
51	家庭・地域における男女共同参画の推進	<p>介護の社会化を推進する観点から、男性も就業しやすい環境の整備や他の業種と比べた給与水準の格差解消に向け、国や関係機関等への働きかけを行うこと。</p>	<p>介護職員の処遇改善を行うため、平成24年3月サービス提供分までは介護職員処遇改善交付金事業により資金の交付を行います。当該交付金事業は、平成23年度末までの限定措置であったため、国に対して延長するよう要望したところ、平成24年度介護報酬改定において、これまで講じてきた処遇改善の措置と同様の措置を講ずることを要件として、事業者が人件費に充当するための介護職員処遇改善加算が創設されました。（健康福祉部）</p>

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
52	家庭・地域における男女共同参画の推進	県条例により定められている「家庭の日」を活用し、家庭生活の重要性について周知・啓発を進めること。	ホームページを通して「家庭の日」の周知を図る他、さまざまな機会を通じて啓発を行っています。平成24年度において、企業等に対し自主的・主体的な取組を行っていただくように働きかけを行うことを検討中です。(健康福祉部)
53	家庭・地域における男女共同参画の推進	地域における活動において、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、代表者には実際に活動する人が就任するものであることから、今後の進捗状況の動向を注視すること。	自治会における女性会長の割合については、県内における男女共同参画の推進状況を測る上で重要な指標と考え、男女共同参画進捗状況調査でその動向を注視しながら、地域において女性が参画する機会が増えるよう、固定的性別役割分担意識の解消など、男女共同参画に関する意識啓発に取り組んでいきます。(環境生活部)
54	家庭・地域における男女共同参画の推進	防災に関する講演会などのさまざまな企画や、防災訓練への女性参加率の向上に努めるとともに、災害時において女性や子ども・高齢の被災者に配慮すること。また、その際、避難所においても適切な配慮を講じること。	女性が参画しやすい自主的な消防防災活動の展開を推進するため、地域で活動する女性消防団員に対する研修会等の開催を支援したほか、三重県総合防災訓練への地域住民の参画について、市町に対して毎年度女性の参加者増に向けた協力を依頼しています。 また、三重県地域防災計画において、「男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める」としており、平成23年度の防災人材の育成事業ではこの方針に沿って、地域や企業における防災対策活動において男女共同参画や要援護者支援の視点を備えた活動ができる人材の育成に努めてきました。 さらに、平成23年10月に公表した「三重県緊急地震対策行動計画」において改訂の方針を示した「避難所運営マニュアル策定指針」についても、男女共同参画の視点や障がい者等の要援護者への配慮を重視した改訂を進めています。(防災対策部)
55	家庭・地域における男女共同参画の推進	《新》「女将の会」を結成するなどの取組が進められているが、今後は、それぞれの会の連携をはかり、広域的な取組に発展させるなど、さらなる取組を行うこと。	「女将の会」に対しては、三重の観光プロデューサーのノウハウを活用しながら、人材育成の観点や「お雛さま企画」の提案、実施及び情報発信等の支援を行ってきました。今後、三重県観光キャンペーンを展開するにあたり、地域のおもてなし向上の核として活躍していただき、三重県観光のイメージアップにつながるよう連携を図っていきます。(雇用経済部)
56	家庭・地域における男女共同参画の推進	《新》「美し国おこし・三重」事業の推進については、地域づくりに女性の視点を取り入れるために、企画・検討する場(幹事会)や担い手を育成する場(企画委員会)への女性の参画促進をはかるなどの取組を進めること。	「美し国おこし・三重」実行委員会幹事会幹事のうち、地域づくり関係者については11名中6名を女性から選任するとともに、企画委員会においても同様に選任し、女性の視点を取り入れるよう努めています。 地域づくりの主体として女性は大きな役割・期待を担っていることから、「美し国おこし・三重」の取組においても、その地域づくり活動が自立・持続可能で元気な地域づくりとなるよう、活動の支援を行っていきます。(地域連携部)
57	家庭・地域における男女共同参画の推進	NPOとの連携・協働を進めることにより、地域における男女共同参画施策の一層の推進をはかること。	男女共同参画に取り組むNPOや団体等と、情報の共有、各種イベントやセミナー等のさまざまな場面における連携・協働を検討し、地域における男女共同参画の推進に向け効果的な取組を行っています。特に平成23年度および24年度においては、NPO団体と連携して国の交付金を獲得し、「意思決定の場への女性の参画」促進支援プランを5市において展開しています。(環境生活部)

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
58	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	男女がその健康状態に応じて、適切に自己管理するための健康教育、相談体制の確立や人生の各ステージに対応した適切な健康の保持・増進ができるよう、総合的な健康管理システムを構築すること。	「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、健康づくりに関する普及啓発を各団体や自治体と協働したイベントに参加し、普及啓発を行いました。また、増加する生活習慣病に対応するため、メタボリックシンドロームに関する啓発、食事バランスガイド等の普及、特定健診・特定保健指導、8020運動による口腔ケアの推進に取り組みました。さらに、平成24年度に「ヘルシーピープルみえ・21」が計画終期を迎えることから、生活習慣病とメンタルヘルス対策を柱とした新たな計画策定に向けた検討を行いました。(健康福祉部)
59	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	生涯に亘っての健康支援のため、男性も含めた的確な性差医療知識のより一層の普及をはかること。	各団体や自治体等が主催するイベント等への参加により、生活習慣病予防の普及に努めました。女性特有のがん(乳がん及び子宮頸がん)については、NPOや企業などと協働し、マンモグラフィ無料体験イベントの開催(平成22～23年度)など受診率向上の取組を強化しました。また、平成24年度、がん予防・早期発見に関し、市町が実施する全国的に先進的な取組や市町独自の取組に対して支援を行う新規事業を立ち上げました。(健康福祉部)
60	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	男女ともにストレスに対するこころの健康づくりを支援すること。特に、女性特有である妊娠・出産等から生じるストレスについて、安心して相談できる体制等を充実すること。	未熟児出生割合が年々増加傾向にあることから、支援を要する未熟児に対し、保健所保健師による訪問支援等を行うとともに、市町と連携し継続支援に努めています。また、妊娠出産時の不安軽減のため、産科医師、小児科医師と市町の連携に精神科医が加わり妊産婦支援を行う体制(ペリネイタルビジット)づくりに取り組んでいます。こころの健康づくり支援については、こころの健康センター、保健福祉事務所を中心に電話及び来所相談を実施しています。さらに、地域の絆を生かした支援体制整備として、こころの悩みに気づき、適切な相談機関につなぐ、見守る人材であるメンタルパートナーの養成や地域における「うつ・自殺対策ネットワーク」体制の強化に取り組んでいます。(健康福祉部)
61	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	女性が安心して妊娠・出産できる環境が地域格差なく提供できるよう、産科医・小児科医の確保と適正配置を国等の関係機関に働きかけるとともに、助産師の積極的な活用をはかること。	医師修学資金を新たに62人に貸与し、産科・小児科など医師不足が著しい診療科の医師およびへき地等で勤務する医師の確保に努めました。また、平成24年5月に三重県地域医療支援センターを設置し、若手医師を対象に医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等に着手しました。さらに、国家予算編成に向けた提言・要望活動において、医師の不足・偏在の解消をはかる抜本的な医療制度改革を進めるよう、国に対して働きかけを行いました。 助産師の養成・確保に向けては、助産師養成所への運営補助を行うとともに、「助産師養成確保に関する懇話会」を開催し、助産師が自立して助産師外来や院内助産所で活動できるよう助産師の継続的な資質向上体制の整備に向けての検討を行っており、平成24年度から、助産師の研修について新人・中堅・指導者と体系的に実施していく予定です。(健康福祉部)
62	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	《一部新》不妊専門相談センターのより一層の周知をはかるとともに、相談に応じる人材の確保・育成等を行うことにより、相談体制の充実をはかり、相談が早期の治療につながる取組を一層進めること。	不妊専門相談センターでの専門相談について、不妊に悩む夫婦が利用しやすくするため、平成23年度から相談時間を延長し相談件数が増加しています。(前年比11.5%増) また、ポスターやリーフレットを作成し、啓発カードとともに関係各所に引き続き配布し、相談事業等の普及啓発を行っています。(健康福祉部)
63	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	《一部新》ひとり親家庭において、個々の実情に応じた支援が利用できる体制づくりを行い、母子家庭、父子家庭ともに必要な支援を行うこと。	一時的に保育等のサービスが必要となる、ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣実績は、支援件数35件、支援日数243日、支援時間1085時間(前年度比21%増)となっています。また、給付金事業実績(23年度実績)は、県福祉事務所分で26件(30,449千円)、市福祉事務所分で181件(242,940千円)となっています。(健康福祉部)

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
64	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<p>相談員の資質向上、専門機関の役割分担の明確化、関係機関および他県との連携の強化等により、質の高いサービスの提供に努めるとともに、実施したサービスに対する満足度についての調査を検討するなど、常にニーズ把握と事業のフォローを行うこと。</p> <p>また、相談機関間の連携強化をはかりながら、専門相談機関への適切な紹介等が可能となるよう、各相談機関の窓口機能を強化すること。</p>	<p>平成24年8月8日にDV防止会議を開催し、DV防止基本計画の進捗状況、各関係機関の取組状況の報告を行い、課題を抽出の上、相互の役割を明確化する予定です。今後も必要な情報交換を行うことにより円滑な連携体制を維持していきます。(健康福祉部)</p> <p>平成24年5月22日、各警察署の相談業務担当者を対象に「警察安全相談業務研修会」を開催したほか、各警察署等担当者に対する業務指導を実施するなど、その資質の向上に努めています。</p> <p>警察から公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターへ情報提供(平成23年度19件)を行うなど、関係機関・団体との連携を強化し、犯罪被害者等に対する相談、支援等の充実を図っています。また、平成24年4月20日、各警察署のストーリー・配偶者暴力事案担当者を対象に研修会を開催したほか、各警察署に対する巡回指導等を強化し、業務担当者の知識と技能の向上に努めています。さらに、平成24年6月5日開催の「平成24年度婦人保護主管係長及び第1回女性相談員研修会」に警察本部担当者が参加したほか、各警察署では地域ごとに開催されるDV防止会議等に積極的に参加するなど、関係機関等との連携強化に努めています。(警察本部)</p>
65	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成19年7月改正・平成20年1月施行)の主旨を周知徹底し、さらなる意識の普及に努めるとともに、基本計画については、社会情勢の変化や他の関連計画の内容を踏まえ、検討すること。</p>	<p>DV防止基本計画改定版(23年3月版)で示された、各市町要保護児童・DV対策協議会において取り組むべき内容、地域での保護体制の強化推進、あらゆる主体による相談促進のための啓発強化について、地域DV防止会議の場で理解と協力を要請していきます。(健康福祉部)</p>
66	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<p>DVについては、被害者支援はもとより、加害者更生のためのプログラムについても検討し、DV(再発・未然)防止の取組に活かしていくこと。</p>	<p>内閣府やNPOなどが研究している加害者更生プログラムの成果を見守りつつ、警察等の関係機関と連携しながら、DVの再発防止に取り組めるよう検討を進めます。(健康福祉部)</p>
67	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<p>《一部新》若年男女間の暴力(デートDV)防止に向け啓発に取り組むこと。特に、若年男女間の暴力の防止については、DVの抑止にもつながり、暴力を伴わない人間関係を構築する視点からも早期に取り組むことが重要であることから、教育現場において効果的な教育を実施すること。</p> <p>また、意識啓発や教育の効果的な実施のため、健康福祉部と教育委員会事務局が密接な連携を図るとともに、効果的な教育を実施するため、教員の正しい知識習得に向けた研修等の取組を行うこと。</p>	<p>平成23年度に高校等への出前講座を33回行い、24年度においても6月末現在で20回の実施が決定しています。また、実施校にて啓発物の配布も行いました。(健康福祉部)</p> <p>インターネットを活用した研修講座(ネットDE研修)において「DVに関する認識を深めるために」を配信し、勤務地等での活用を推進することで、男女間の暴力防止に関する教職員の正しい知識習得に努めています。また、平成23年度に「中高生のデートDVーデートDVは力と支配の関係ー」を新しく作成し、若年男女間の暴力防止に関する教職員の正しい知識習得にも努めています。</p> <p>また、平成23年9月には、高等学校生徒指導主事等研修会において、各高等学校の生徒指導主事を対象に、「デートDVの予防と対策」について、研修会を行いました。</p> <p>平成24年度は、学校における教育相談体制のさらなる充実をはかるため、スクールカウンセラーを計313校(小学校123校、中学校159校、高等学校31校)に配置しています。(教育委員会)</p>
68	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<p>別々に行われてきたDVと児童虐待への関わりについて、児童相談センターと女性相談所の連携により、総合的な対応を実施すること。</p>	<p>DV対策と児童虐待対策の連携を目的とした要保護児童・DV対策協議会を全ての県内市町で開催されるよう働きかけると共に(H23末現在28市町が設置)、DV被害家庭における児童へのケアについて、児童相談センターと女性相談所が情報共有・連携を図っています。(健康福祉部)</p>
69	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<p>DV被害者のニーズに応じた対応ができるように、保護施設の充実をはかるとともに、自立支援に向けた特色ある活動が行われるよう、環境づくりについて検討すること。</p>	<p>平成23年度に婦人保護施設が改築され、母子入所による自立支援が容易となりました。若年者の出産支援、生活再建支援についても先駆的取組を実施中です。(健康福祉部)</p>

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
70	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	DV被害者の経済的支援を含めた自立支援の充実と、被害者が必要とする支援が受けられるようにすること。また、相談については、女性相談所だけでなく、県内に配置されている女性（婦人）相談員も活用し、相談者が利用しやすいよう配慮すること。	女性相談所のほか県市福祉事務所11箇所に女性（婦人）相談員を設置し、相談しやすい環境整備が進んでいます。今後も街頭啓発活動の箇所を増やすなど、啓発活動を積極的に進めていきます。（健康福祉部）
71	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	広く県民にDVに関する正しい知識と理解を深めるための取組を行うとともに、地域社会の一員である外国人への効果的な啓発を検討すること。また、特に県職員および教職員に対しては、継続的、効果的な研修等を実施し、正しい理解と意識の浸透に努めること。	平成23年度に外国人DV被害者通訳養成事業を実施し10名の通訳者登録ができました。（ポルトガル語、タガログ語、タイ語、中国語、英語）平成22年度に養成した通訳者8名とともに23年度に6回通訳派遣を行いました。また、外国語に翻訳した司法手続きに関する資料を作成しました。（健康福祉部）  名刺サイズのカード型DV相談機関一覧を日本語のほか6カ国語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語）で作成し、商業施設等の協力を得て配布し、相談機関の周知を図りました。（環境生活部）  インターネットを活用した研修講座（ネットDE研修）において「DVに関する認識を深めるために」、「中高生のデートDVーデートDVは力と支配の関係ー」を配信し、勤務地等での活用を推進することで、男女間の暴力防止に関する教職員の正しい知識習得に努めています。また、養護教諭が保健室において相談を受けたり、指導したりする機会も多いことから、養護教諭を対象としたDVやデートDV防止に関する研修を実施します。（教育委員会）
72	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	《一部新》犯罪被害者支援に関する取組については、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターのより一層の機能充実をはかるとともに、今後さらに関係機関とも連携をはかりながら推進すること。 また、外国人の犯罪被害者支援のため、多言語のマニュアルを作成すること。	公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに対し、相談窓口機能強化のため、必要な援助・指導等を行っているほか、三重県犯罪被害者支援連絡協議会に参画する各種支援団体・機関等との連携を強化し、被害者等の立場に立った支援活動を推進しています。また、外国人犯罪被害者を支援するため、平成23年6月、英語版「被害者の手引き」を作成し、関係機関等へ配布したほか、現在、英語以外の言語による「被害者の手引き」作成に向け検討しているところです。（警察本部）
73	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	セクシュアル・ハラスメントは、男女共同参画を阻害するだけでなく、重大な人権侵害であり、雇用の場だけでなく、社会のあらゆる場面においても排除、防止されなければならない。雇用の場以外の地域等における相談及び支援体制を充実すること。	引き続き人権センターや男女共同参画センターにおいて相談を実施し、相談者に必要な情報提供や専門相談（弁護士・カウンセリング）を行い解決を支援しています。また、フレンテーク等の研修メニューにおいて、セクシュアル・ハラスメントと男女共同参画を学習するプログラムを作成し、主に企業を中心に啓発、研修を実施しています。（環境生活部）
74	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	医療機関との横の関係を構築しつつ、県がモデルとなる連携組織の構築をはかるとともに、医療関係者全ての人へのDVに関する知識の教育・訓練を実施すること。	県DV防止会議や地域のDV防止会議を開催し、医師会等との連携、情報共有を図っています。（H23年度6回）（健康福祉部）
75	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	《一部新》市町の相談窓口の明確化や市町DV防止ネットワーク会議の設置を引き続き進めるとともに、地域における関係機関の連携がはかれるよう、体制づくりに努めること。	要保護児童・DV対策協議会を全ての県内市町で開催されるよう働きかけており、H23年度末現在で28市町が設置しました。（健康福祉部）

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
76	計画の推進	《新》県の総合計画「県民しあわせプラン・第三次戦略計画（仮称）」との整合性に留意しつつ、時代に即した実効性のある第2次三重県男女共同参画基本計画を策定し、着実に男女共同参画を推進すること。	平成23年3月に、これまでの取組の成果と課題、社会情勢の変化、本県の現状および県民や男女共同参画審議会の意見などをふまえ、第2次三重県男女共同参画基本計画を策定しました。また、平成24年3月には、新しい県の総合計画である「みえ県民力ビジョン」の行動計画との整合を図って、第一期実施計画を策定しました。24年度からは、第2次基本計画、第一期実施計画により男女共同参画を推進していきます。（環境生活部）
77	計画の推進	《一部新》県の全ての施策が男女共同参画の視点で展開されるよう、県職員に対し男女共同参画研修等を実施し、意識の普及を継続的に行うこと。特に各種相談窓口の職員を対象とした研修の実施をはじめとした意識の普及を行うこと。	全ての職員が男女共同参画の視点を持ち施策を推進することができるよう、人権研修や階層別実施される職員研修において男女共同参画について研修を実施しました。今後も同様に、男女共同参画研修を実施していきます。（環境生活部）
78	計画の推進	基本計画未策定市町への訪問や市町担当職員研修等、それぞれの市町が必要とする支援を行うことにより、地域における男女共同参画の推進を図ること。	平成23年度は基本計画未策定の5町で意識調査を実施する等の基本計画策定支援を行いました。これまでの支援の結果、平成23年度に3町で基本計画が策定され、平成24年度も3町で策定が進められています。また、各地域において男女共同参画推進サポーターを委嘱し、ロールモデル（取組事例）インタビューや市町長へのインタビュー等の活動により、地域における男女共同参画意識の普及、気運の醸成を図っています。（環境生活部）
79	計画の推進	「女性のチャレンジ支援」について、それぞれの取組が効果的に活用されるよう周知・啓発活動を積極的に行うこと。	女性のチャレンジ支援について、みえチャレンジネットワークや男女共同参画推進サポーター等の協力を得て、セミナー等を開催するなどして周知・啓発を図りました。 平成24年度は、チャレンジ支援がみえチャレンジプラザでの支援から県内4か所を巡回しての就労支援（相談）への移行を周知すること、また、男女共同参画推進サポーターが作成した取組事例集（活動報告書）を配布すること等によりチャレンジ支援に関する周知啓発を図っていきます。（環境生活部）

### 3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

No.	区分	提 言	取 組 状 況 (平成24年6月末現在)
80	計画の推進	<p>県（知事部局等、教育委員会、警察）の次世代育成支援の取組について、行動計画において明確な目標値を設定し、職員との対話などにより的確にニーズを把握しながら、積極的に取り組んでいくこと。特に、男性が子育てに主体的にかかわろうとする意識の醸成をはかるとともに、仕事と家庭の両立を実現するために、在宅勤務制度等の多様な勤務形態の導入検討を含め、さらなる充実を図ること。</p> <p>また、男性職員が育児休業や早出遅出勤務等を取得することに対する職場の理解は、職員が安心して制度を利用するための重要な要素であることから、職場の理解の促進に努めるとともに、日頃から職場全体でサポートしあえる環境づくりに努めること。</p> <p>今後とも、市町、企業などに対し、県の取組がモデルケースとなるよう率先して取り組むこと。</p>	<p>次世代育成支援の取組については、労使協働委員会男女協働小委員会においても議論しており、平成22年度には同委員会の職能別懇談会を開催し、職員との意見交換を行いました。それらの意見も考慮し、平成23年度には県HPに技術系職種職員育休等サポート職員募集のページを新設するなど、次世代育成支援に関する環境整備に取り組みました。また、平成23年度においては、育児休業を経験した男性職員へのアンケートを実施し、結果を職員へ公表するとともに、地方公務員月報へ男性の育児参加をテーマにした記事を掲載しました。さらに、次世代育成支援のための所属長向けの研修を開催することで、制度を活用しやすい職場の雰囲気の醸成を図りました。</p> <p>平成23年度の男性の育児休業取得率は7.62%（計画における指標は10%）でしたが、年度によりばらつきがあり安定した取得率の向上には至っていないため、引き続きHPを中心に男性職員向けの情報提供を充実させ、階層別研修の倫理研修等の中で次世代育成支援の意義等を改めて周知することにより、所属において制度を利用しやすい環境づくりや、男性職員の育児参加の促進に努めています。（総務部）</p> <p>第二期特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」（平成22年4月から平成27年3月）に基づき、男性職員の育児参加や次世代育成をみんなで支援する職場づくりに取り組んでいます。また、職場における意識の醸成をはかるため、子育て中の男性職員を対象とした「父子健康手帳」の配布するとともに、事務局職員や県立学校教職員の子育て体験談をメールマガジンにより配信し、情報提供を行っています。</p> <p>今後も引き続き、支援制度の簡易リーフレットの配布、次世代育成に関する研修会の開催、職場体験デーの実施など、制度の周知と意識の醸成をはかるための取組を進めていきます。（教育委員会）</p> <p>「第二期次世代育成支援行動計画」に基づき、子どもの出生時における女性職員の育児休暇取得率100%を維持し、あわせて男性職員の育児参加や仕事と子育ての両立を図るため、職員の意識改革に努めています。また、平成24年6月27日、女性警察官を対象に研修会を開催し、民間企業で活躍する女性課長等による「女性が仕事を続けていく上で必要なこと」等をテーマにした講演会のほか、「女性警察官の登用拡大」、「働きやすい環境づくり」等をテーマにした意見交換会を実施しました。</p> <p>さらに、平成23年中の職員1人当たりの年次有給休暇取得日数は5.1日であり、引き続き、休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めるなど、目標達成に向けた取組を推進しているほか、警察本部では、毎週水曜日を定時退庁日とするなど、超過勤務縮減の意識付けに努めています。（警察本部）</p>